

「災害時における災害廃棄物の収集運搬等に関する協定」を締結します

大規模災害発生時における市民生活の維持と公衆衛生の確保を図るため、相互の協力体制を強化することを目的として、前橋市清掃事業協同組合と協定を締結します。前橋市清掃事業協同組合は、昨年、市内の収集運搬体制を将来にわたり安定的に維持していくことを目的として、市内の家庭ごみ収集運搬業務を受託する9事業者により設立されました。

- 1 日 時 9月24日（木）14時30分～
- 2 場 所 市役所4階 庁議室
- 3 協定締結先 前橋市清掃事業協同組合（樋越町253-1）
- 4 主な出席者 前橋市清掃事業協同組合
代表理事 坂部 一貴（さかべ かずたか）氏 ほか組合員等9人
市長 小川 晶

本件に関するお問い合わせ先

ごみ政策課 ごみ減量係

電 話 内線 / 3272・3275
外線 / 027-898-6294